

相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第11号

相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例

相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第15条の3第2項に次のただし書を加える。

ただし、職務の特殊性等を考慮して任命権者が必要と認める職については、勤務1日につき、83,000円を超えない範囲内において任命権者が規則で定める額とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。